

福岡県医発第974号(地)

平成19年 9月 7日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公印省略)

宮崎県歯科医師国民健康保険組合の給付割合の変更について

標記の件につきまして、宮崎県歯科医師国民健康保険組合より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願いいたします。

なお、変更内容は下記の通りです。

記

1. 給付割合の変更内容(入院・入院外ともに同給付割合)

被保険者	変更前	変更後
組合員(甲種・乙種)	8割	7割

※家族の保険給付割合は、従来通り7割給付

※3歳未満、前期高齢者、老人保健適用者は、法の定める給付割合

2. 施行年月日 平成19年 10月 1日

小郡三井医師会より

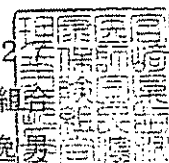
担当理事 友清 明



宮歯国保発第71号
平成19年8月29日

各都道府県医師会会長 殿

保険者番号 45302
宮崎県歯科医師国民健康保険組合
理事長 田島 逸男



給付割合の変更について

残暑の候、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より本組合の事業運営につきましては、格別のご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本組合では規約の一部を改正し、組合員の保険給付割合を下記の通りに変更することとなりました。

つきましては、給付割合変更に伴う対応につき、各段のご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 給付割合の変更内容（入院・入院外ともに同給付割合）

被保険者	変更前	変更後
組合員（甲種・乙種）	8割	7割

※ 家族の保険給付割合は、従来通り7割給付

※ 3歳未満、前期高齢者、老人保健適用者は、法の定める給付割合

2. 施行年月日 平成19年10月1日（10月診療分から適用）

以 上

